令和８年（フ）第７１４１号
東京都板橋区向原２丁目４－２－201
債務者　中川　隆敬
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月１日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５０２８号
大阪府豊中市庄本町４丁目３番７－1006号、前住所大阪府枚方市伊加賀緑町６番15号
債務者　塩田　由夏（旧姓池原）
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月11日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

令和８年（フ）第２４３号
鹿児島市平之町13番32号　グランベル平之町201号
破産者　千秋　由美
1　破産債権の届出期間　令和８年10月21日まで
2　一般調査期日　令和８年12月９日午後２時30分
令和８年９月30日
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第６２３０号
東京都調布市若葉町３丁目24―10―104
破産者　長松　憲一
1　破産債権の届出期間　令和８年10月27日まで
2　一般調査期日　令和８年11月20日午後１時30分
令和８年９月29日
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５５４号
千葉県木更津市新田２丁目４－23　レオパレスハヅキ木更津205、住民票上の住所東京都江戸川区瑞江２丁目24番13号　ピアクレール103（開始決定時の住所）　北海道北広島市稲穂町東12－１－１　レオパレスななかまど106号室
破産者　田原　誠
1　破産債権の届出期間　令和８年10月30日まで
2　一般調査期日　令和８年12月10日午前10時30分
令和８年９月30日
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第８８６号
札幌市西区宮の沢１条３丁目１番６号　アーバンスクエア宮の沢201号
破産者　植松　拓磨
1　破産債権の届出期間　令和８年10月30日まで
2　一般調査期日　令和８年12月16日午後２時30分
令和８年９月30日
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第２８号
長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪8295番地５
破産者　原　さち子
1　破産債権の届出期間　令和８年10月30日まで
2　一般調査期日　令和８年12月16日午前11時
令和８年10月１日　長野地方裁判所伊那支部

令和８年（フ）第９８７号
大阪府大東市深野北１丁目６番７号、開始決定時大阪府大東市緑が丘２丁目13番20号
破産者　渡邊　哲郎
1　破産債権の届出期間　令和８年10月30日まで
2　一般調査期日　令和８年12月14日午後１時40分
令和８年９月30日
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第２３２号
沖縄県島尻郡久米島町字謝名堂573番地の１
破産者　高嶺　絜造
1　破産債権の届出期間　令和８年10月30日まで
2　一般調査期日　令和８年12月３日午後３時30分
令和８年９月25日
那覇地方裁判所民事第３部

令和８年（フ）第１５２号
長崎県長崎市三景台町26番24号
破産者　株式会社サンクララ
1　破産債権の届出期間　令和８年11月４日まで
2　一般調査期日　令和８年12月23日午前11時45分
令和８年９月30日
長崎地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第５０号
三重県志摩市大王町波切2644番地
破産者　株式会社坂下工務店
1　破産債権の届出期間　令和８年11月５日まで
2　一般調査期日　令和９年１月20日午前10時30分
令和８年10月１日
津地方裁判所伊勢支部破産係

令和７年（フ）第２１３０号
札幌市北区北21条西４丁目１番５－202号
破産者　成田　昌代
1　破産債権の届出期間　令和８年11月６日まで
2　一般調査期日　令和８年12月17日午後２時30分
令和８年９月30日
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１１３１号
大阪府高槻市城南町１丁目４番６号
破産者　宮田　敦
1　破産債権の届出期間　令和８年11月６日まで
2　一般調査期日　令和８年12月７日午後１時40分
令和８年９月30日
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第９号
京都府宮津市字魚屋849番地
破産者　白數　廣志
1　破産債権の届出期間　令和８年11月11日まで
2　一般調査期日　令和８年12月23日午前10時
令和８年９月30日　京都地方裁判所宮津支部

令和８年（フ）第３１７号
京都市南区吉祥院石原堂ノ後町19番地２　山下運送内
破産者　太田　亘
1　破産債権の届出期間　令和８年11月12日まで
2　一般調査期日　令和８年12月23日午前10時30分
令和８年10月１日
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和７年（フ）第６１４７号
大阪府寝屋川市池田中町５番２号　リブ・シンヴィレッジⅠ　203号室、開始決定時大阪府寝屋川市宇谷町５番２－1026号
破産者　國分　真市
1　破産債権の届出期間　令和８年11月13日まで
2　一般調査期日　令和９年１月18日午後２時40分
令和８年９月30日
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３６号
愛媛県今治市上浦町瀬戸1880番地１、前住所愛媛県今治市小泉２丁目４番19号
破産者　近藤　英彦
1　破産債権の届出期間　令和８年11月16日まで
2　一般調査期日　令和８年12月８日午前11時
令和８年10月１日　松山地方裁判所今治支部

令和７年（フ）第７２号
宮城県栗原市金成上町６番地
破産者　有限会社古内建設
1　破産債権の届出期間　令和８年11月20日まで
2　一般調査期日　令和９年１月28日午前10時
令和８年10月１日
仙台地方裁判所古川支部破産係

令和８年（フ）第９１号
京都市西京区川島有栖川町150番地アーク有栖川106
破産者　株式会社京都真創
1　破産債権の届出期間　令和８年11月20日まで
2　一般調査期日　令和９年１月20日午後３時
令和８年10月１日
京都地方裁判所第５民事部破産係

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

令和７年（フ）第５９３号
宮崎県東諸県郡国富町大字八代北俣188番地
破産者　田中　志穂（旧姓中原）
異議申述期間　令和８年11月12日まで
令和８年10月１日　宮崎地方裁判所破産係

令和７年（フ）第１８９号
宮崎県日向市南町１番13号志賀ハイツ２棟103号
破産者　株式会社黒金技研
異議申述期間　令和８年11月12日まで
令和８年10月１日　宮崎地方裁判所延岡支部